

## 生活保護冬季加算引下げ撤回を求める意見書

厚生労働省は、2015年10月から生活保護の冬季加算を引き下げた。

生活保護基準は、「健康で文化的な最低限度の生活」の水準を具体化した、ナショナルミニマムであり、財政難を理由に十分な検証を行わず拙速に引き下げることがあってはならないことである。

冬季加算は、冬季に暖房費などが必要となることから、通常的生活扶助基準に加えて、地域別、世帯人数別に定めた額を支給するものである。

国は、2013年8月から3年間で段階的に生活扶助基準を、平均6.5%、最大10%もの引下げを行った。それに加えて実施された冬季加算の引下げは、生活保護受給者の健康や生命にも重大な影響を及ぼすものであり、保護受給者から不安と引下げ撤回を求める声が上がっている。

今回の引下げで、新潟県では支給月がこれまでの11月から翌年3月までから10月から翌年4月までと増える一方、年間支給額は一人世帯の場合、新潟市(2級地-1)で16,880円、長岡市(2級地-2)で12,980円、村上市(3級地-1)では9,130円それぞれ引き下げられた。

寒冷地の「命綱」とも言える冬季加算の引下げは、生活保護受給者の多くを占める高齢者、障がい者、傷病者などの健康に著しい影響を及ぼすことは明らかである。

保護受給者は、現在の基準の下でも必要な灯油を購入することができないために、暖房器具の使用を朝晩や、来客があった時などに限定し、寒さをこらえ日々過ごさざるを得ない状況にあり、「節約のため風呂の回数を減らす、食費を削る(3食から2食へ)電気、光熱費を削る、衣類は買わない、人との付き合いをやめることくらいしかできない。それも限界だ」など悲痛な声を上げている。

これ以上の生活保護基準引下げは、憲法第25条が国民に保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を保護受給者から奪うものであり、冬季加算引下げの撤回を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月18日

新潟県村上市議会

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿